

令和7年度 池田市既存民間建築物アスベスト対策事業 補助制度のご案内

池田市では、アスベストによる健康被害を予防するため、露出して吹付けアスベストが施工されている多数の者が利用する建築物について、分析調査にかかる費用の一部に対し補助を行っています。

※着手する前に必ず申請してください。

●補助内容

	アスベスト分析調査
対象建築物	●多数の者が利用する建築物（多数の者が共同で利用する部分に限る。）で、吹付けアスベスト等が施工されているおそれのあるもの ●建築主事の確認を受けて建築されたもの ※吹付けアスベスト等とは、アスベストにセメント等の結合剤と水を加え混合し、吹付け機を用いて吹付けたもの又は吹付けロックウールをいいます。 （注）アスベスト含有成形板は補助対象外です。（飛散する危険性が低いため） ※解体を前提としたものは補助対象外です。
補助額	上限 25万円 ※補助金のうち1,000円未満の端数があるときは、切り捨てた額とします。

●補助対象者

市内に対象建築物をお持ちの方（市税を滞納していないこと）

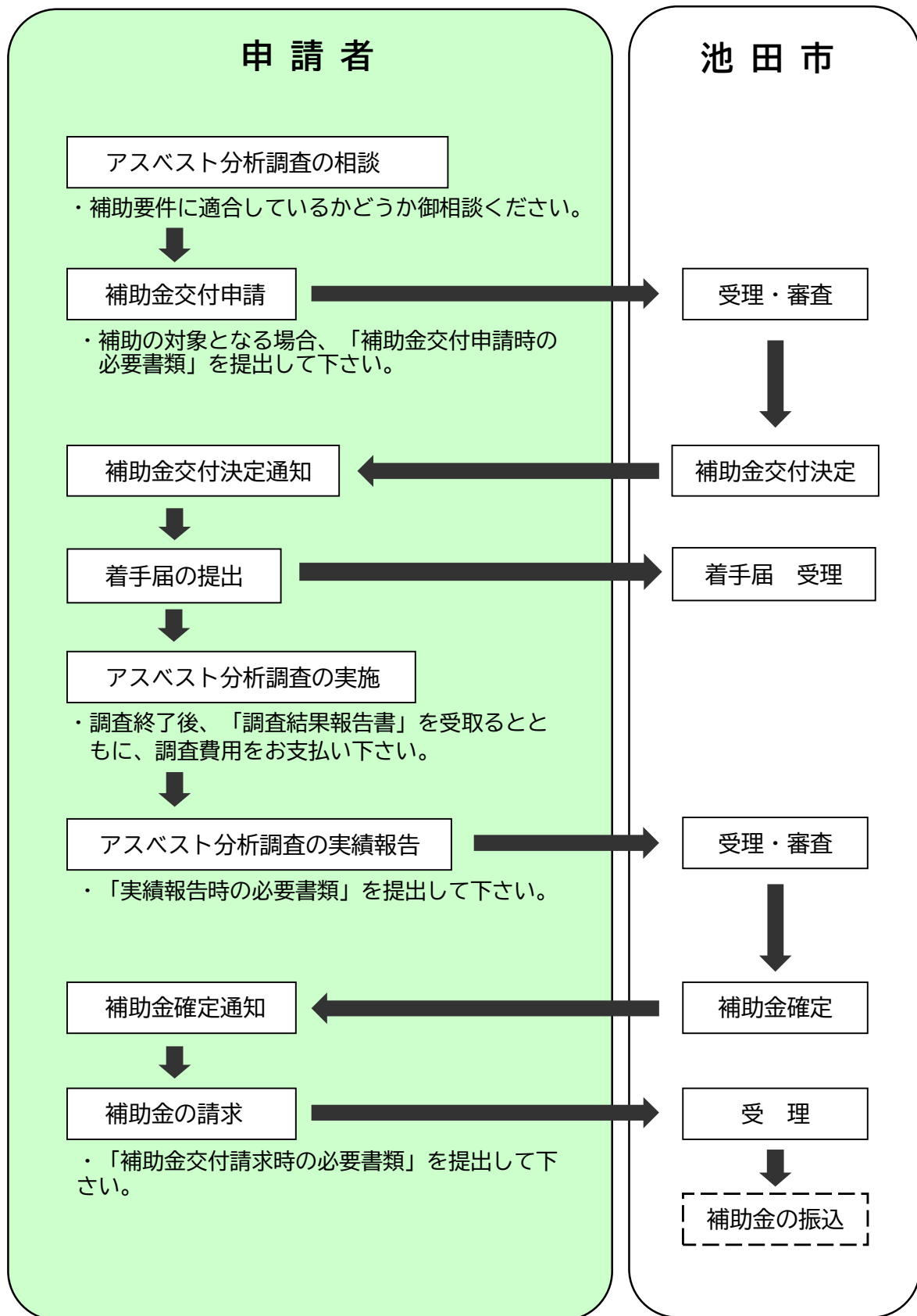
●分析調査を行う技術者（建築物石綿含有建材調査者）

建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号）第2条第2項、第3項又は第4項に規定する者

●必要書類

補助金交付申請時	●補助金交付申請書（様式第1号） ●同意書（様式第2号） ●分析調査費用の見積書の写し ●付近見取り図 ●調査場所の図面 ●現況写真 ●建築物石綿含有建材調査者であることを証する書類の写し
着手時	●着手届（様式第5号）
実績報告時	●実績報告書（様式第9号） ●分析調査費用の請求書の写し ●分析調査費用の領収書の写し ●アスベスト分析調査結果の報告書
補助金交付請求時	●補助金交付請求書（様式第11号） ●口座振込依頼書

●補助金交付手続きの流れ



(お問い合わせ先) 池田市都市整備部審査指導課
TEL:072-754-6339